

新宿区教育委員会会議録

平成19年第3回定例会

平成19年3月2日

新宿区教育委員会

平成19年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成19年3月2日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 4時20分

場 所 新宿区役所6階第3委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当課長	小野寺 孝 次		

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

議事日程

議案

- 日程第1 議案第21号 新宿区立幼稚園条例施行規則
- 日程第2 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第6 議案第26号 新宿区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
- 日程第7 議案第27号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第8 議案第28号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第9 議案第29号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第10 議案第30号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第11 議案第31号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第12 議案第32号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第13 議案第33号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第14 議案第34号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第15 日程第35号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第16 議案第36号 教育財産の用途変更について

報告

- 1 平成19年第1回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次

- 長)
- 2 平成19年度区立中学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて(学校運営課長)
 - 3 平成19年度学校緑化推進対象校の選定について(教育環境整備課長)
 - 4 第11回西戸山地区中学校統合協議会について(教育環境整備課長)
 - 5 総合型地域スポーツ・文化クラブの創設・育成に向けた三事業予算統合後の進め方について(生涯学習振興課長)
 - 6 平成19年度四谷地域の学校開放の変更等について(生涯学習振興課長)
 - 7 新宿区文化財保護審議会への諮問について(生涯学習振興課長)
 - 8 私立幼稚園に関する事務の移管について(教育政策課長)
 - 9 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから平成19年度新宿区教育委員会第3回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

議案第21号 新宿区立幼稚園条例施行規則

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第21号 新宿区立幼稚園条例施行規則」を議題とします。

では、議案第21号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第21号でございます。件名は「新宿区立幼稚園条例施行規則」でございます。

概要でございますけれども、施行規則の本文をごらんください。これで説明させていただきます。

目的、第1条でございます。

定義の第2条でございますけれども、保護者の定義をしております。

3条の3歳児保育及び合同保育実施園でございますけれども、別表のとおり、これは13園13学級を現在やっておりますけれども、これは従来と変わらずでございます。

2項でございますけれども、保育園児との合同保育についての規程でございます。これは愛日幼稚園でございます。

4条の学級の編制でございます。1学級の幼児数については、法で定める範囲内において決めると。学級編制方針についても、教育委員会が編制するということでございます。

入園の時期の第5条でございますけれども、4月1日とするということでございます。

第6条から第11条につきましては、入園の申請、承認、補欠登録、不承認、取消、届出についての規程でございます。

2枚おめくりいただきまして、12条でございます。預かり保育等の実施でございます。これについては、以下16条までに、預かり保育と給食についての規程をそれぞれ定めております。16条まで飛ばさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、次、17条でございます。保育料でございますけれども、8月の

保育料は徴収しないということでございます。

次、18条の入園料等の納付期限でございますけれども、入園料は4月20日、保育料は毎月15日、ただし、4月分については4月20日ということでございます。

19条、給食費等に相当する額の納付を規定しております。

20条は入園料等の減免についての規程でございます。

次のページをおめくりください。入園料等の還付でございます。21条で還付の規定をさせていただきます。

附則でございますけれども、この規則は、平成19年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

条例の施行規則ですから、これでよろしいのではないかと思います、いかがですか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第21号 新宿区立幼稚園条例施行規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第2 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 議案第23号

新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第4 議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」及

び「日程第5 議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 では、議案第22号から議案第25号を一括して議題とします。

議案第22号から議案第25号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第22号でございます。「新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、減免基準の表中、「幼稚園」を「区立幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、19年4月1日でございます。

次に、議案第23号でございますけれども、「新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これにつきましては、新宿区立子ども園の設置に伴いまして、管理職手当の支給を受ける者の範囲を定める別表中、「園長」については「区立幼稚園の園長及び区立子ども園の園長（教育公務員特例法に定める教育公務員である者に限る。）」に、「教頭」を「区立幼稚園の教頭及び区立子ども園の副園長（教育公務員特例法に定める教育公務員である者に限る。）」に改めるものでございます。

施行日は、19年4月1日でございます。

次、24号議案でございますが、「新宿区幼稚園教育職員の特殊勤労手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これは、新宿区立子ども園の設置に伴い、特殊勤労手当を支給する業務の範囲を定める別表第2中「幼稚園」を「区立幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

次、第25号議案でございますけれども、「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴い、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を定める条文中「幼稚園」を「区立幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改め、様式中「新宿区立 幼稚園」を「新宿区立 幼稚園・子ども園」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 議案第22号から25号までの説明が終わりましたが、1件ずつ質疑及び採決を行います。

初めに「議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

熊谷委員 特にございません。

内藤委員長 これは区立子ども園の設置に伴う改正ということによろしいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

内藤委員長 では、議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第22号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これはこの件とはあまり関係ないんだけど、区立幼稚園は教頭で、区立子ども園は副園長、いろいろ経緯があるんですが、どうして違うんですか。

副参事 子ども園担当でございます。今回の子ども園については、1月の当委員会でも御説明をさせていただいたところでありますけれども、幼稚園教諭と保育士が一緒になって働くということが、子ども園の新たな仕組みということになっております。子ども園の園長に幼稚園教諭がなる場合には、副園長、いわゆる教頭格と言いますか、副としての次席のポストについては保育士が当たるということの方針として決定しているところでございます。保育士の場合には教育公務員ではございませんので、教頭ということにはなりません。したがって、副のポストについては副園長という呼称で、今回、管理運営規則の中で定めたところでございます。

内藤委員長 わかりました。しかし、副園長は教育公務員特例法に定める教育公務員である者に限る、教育公務員であることには変わりないでしょう。

副参事 副園長は必ずしも教育公務員であるということではございません。副園長が教育公務員である場合にはこの規程の関係が適用されると、その形で規程を整理しております。

内藤委員長 ああ、なるほど、わかりました。副園長イコール教育公務員ということではな

いということですね。幼稚園の場合、教頭よりも副園長の方がなじみやすいような気はしますね。

御質問ありますか。

木島委員 特にありません。

内藤委員長 では、「議案第23号 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第23号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見をどうぞ。

これも幼稚園に区立子ども園を含むという形で、規則の中に入れるということによろしいと思えますが。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第24号 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第24号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも前号と同じく、新宿区立幼稚園に子ども園を含めるということによろしいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第25号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第25号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第26号 新宿区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第6 議案第26号 新宿区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第26号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 これにつきまして、議案概要でさせていただきます。議案番号第26号議案、「新宿区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」でございます。学校教育法等の一部を改正する法律の施行による特別支援学校の制度の創設に伴いまして、教職員を定義する条文中「養護学校」を「特別支援学校」に改めるというものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも「養護学校」を「特別支援学校」に言い換えるということのみの改正ですから、これで結構だと思いますが。

木島委員 結構です。

内藤委員長 では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第26号 新宿区教職員住宅管理規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第26号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第27号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第28号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則

議案第29号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部運営改正する規則

議案第30号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

議案第31号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

議案第32号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第33号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第7 議案第27号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第8 議案第28号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を

改正する規則」、「日程第9 議案第29号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第10 議案第30号 新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第11 議案第31号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第12 議案第32号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第13 議案第33号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」は関係する議案ですので、一括して議題とし、1件ずつ質疑及び採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 では、議案第27号から議案第33号を一括して議題とします。

議案第27号から議案第33号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、これも議案概要に沿って説明させていただきます。

第27号議案でございます。「新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、19年4月1日でございます。

第28号議案でございます。「新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

第29号議案でございます。「新宿区立新宿区スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

第30号議案でございます。「新宿区立新宿コズミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

第31号議案でございます。「新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条

文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

32号議案でございますが、「新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める条文中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

第33号議案でございます。「新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。新宿区立子ども園の設置に伴いまして、利用料金の減免を定める別表中「幼稚園」を「幼稚園（区立子ども園を含む。）」に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 議案第27号から議案第33号までの説明が終わりました。1件ずつ質疑及び採決を行います。

初めに、「議案第27号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

区立子ども園設置に伴う必要な改正ですから、別に論議の余地なく結構だと思いますが、よろしいですか。

では、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第27号 新宿区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第27号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第28号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも前号と同じく区立子ども園の設置に伴う施行規則の改正ですから、これで結構だと思いますが、いかがでしょう。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第28号 新宿区立区民ギャラリー条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第28号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第29号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも前と同じですね。よろしいですか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第29号 新宿区立新宿スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第29号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第30号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも全く同じというか、同趣旨の改正でありますので、結構だと思います。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第30号 新宿区立新宿コスミックスポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第31号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも同様の改正ということで、よろしいですね。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第31号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第32号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも区立子ども園を含むという改正ですから、結構だと思います。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第32号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第32号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第33号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞ。

これも子ども園設置に伴う改正ですから、これでよろしいと思います。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第33号 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第34号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第14 議案第34号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議案第34号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第34号議案でございます。「新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

新宿区立子ども園の設置に伴いまして、団体貸出しの数量を定める別表第2中「幼稚園」の次に「、子ども園」を加えるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも子ども園関連のことで、よろしいと思います。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第34号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第34号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第35号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第15 議案第35号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第35号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第35号議案でございます。件名は「新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。これもお手元の議案概要に沿って説明させていただきます。

これは大きく分けて2つございます。1つ目が、地方自治法の一部改正によりまして、これは18年6月に改正されまして、19年2月23日に政令が決まりまして、3月1日施行になっております。その改正によりまして、行政財産を貸付け又は私権を設定することができる場合が拡大されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。これは4点ございます。

1点目が、法律引用条項の条項を整理するものでございます。

2点目が、庁舎等の建物の貸付けができるようになったので、「教育財産である土地」を「教育財産」に改めるものでございます。今までは土地の貸付けだったものが、これ以降は庁舎等の貸付けもできるようになりました。そのために、土地と庁舎の両方を意味するものとして、「教育財産」ということで改めたものでございます。

3つ目でございます。地上権に加え、地役権の設定ができるようになり、自治法上も「私権を設定することができる」と規定されたので、「地上権の設定」を「私権の設定」に改めるものでございます。新たに地役権という設定ができるようになりました。今までは地上権だけでございましたが、これが私権の設定をしたものでございます。

この地役権でございますけれども、一般例で言いますと、他人の土地を通行したければ道路にしなければ、道路に出られないような場合については人の土地を使うということで、「地役権」という言い方をします。ただし、今回の自治法改正につきましては、電線路に限定した地役権でございます。例えば学校の敷地に電柱があって、その上を電線が通っていると、そういう場合の非常に狭い限定で「地役権」と言っております。その部分でございます。

4つ目でございますけれども、第22条第1項は、自治法の規定内容を規定しているので、削り、2項とまとめることにしたということについては、自治法の規定内容を条文に記述し

ていたものを削りまして、2項にまとめたものでございます。

次、大きな2番でございますけれども、使用料の延滞利息につきましては、特別区税の例によることとされておりまして、区税条例の延滞金の割合の特例の内容を様式に盛り込むことにいたしました。特別区税の延滞金については、通常、年14.6%の利息をとっております。ただし、延滞してから1カ月以内については7.3%ということでございます。ただし、利息が低い今の時代に1カ月で7.3というのは高いと。商業手形の基準割当率というのがございまして、2月21日現在で0.75でございます。その0.75プラス4%、すなわち4.75%にしたと。ですから、7.3が4.75%に少し低くなったと。これが特例で決まっております。それを盛り込むものでございます。

以上、説明を終わります。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これも地方自治法の一部改正による行政財産の貸付け又は私権を設定することができる場合が拡大されたということなんでしょう。

改正部分でなくて恐縮なんですけど、第22条の3項の(1)臨時的使用を目的とした土地の次に、「土地の定着物」とありますね。これは何を指します。これは別に改正点ではなくて、改正前から引き続きある項目なんですけど。

学校運営課長 一般的に言いますと、庭木や石庭といったものを指しているのが一般的かと思えます。

内藤委員長 校舎自体は、改正前の趣旨からいうと指さないように思いますね。もうちょっと附属的なものですかね。今までの方が、地方自治法の改正があってよかったというか、土地しか貸せないというのはちょっと不合理ではあるね、校舎が残っている場合の方が一般的でしょうからね。

まあ、地方自治法の改正に伴う管理規則の改正ということで、いかがでしょう。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「日程第15 議案第35号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第35号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第36号 教育財産の用途変更について

内藤委員長 次に、「日程第16 議案第36号 教育財産の用途変更について」を議題とします。

議案第36号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第36号議案でございます。「教育財産の用途変更について」でございます。これにつきましては、お手元の議案をごらんください。新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例が制定されまして、新宿区立四谷第三小学校及び新宿区立四谷第三幼稚園並びに新宿区立四谷第四小学校及び新宿区立四谷第四幼稚園の廃止に伴いまして、用途を変更する必要があるためでございます。

1 ページお開けください。物件については省略させていただきます。

2 番の用途変更内容でございますけれども、学校施設から旧学校施設に用途変更するものでございます。

用途変更後の名称でございますが、(1)、(2)とも「旧」がつくということでございます。

用途変更年月日は、19年4月1日でございます。

資料としまして、四谷第三小学校及び四谷第四小学校の跡地活用予定が資料としてついておりますので、これを見ていただけますでしょうか。

四谷第三小学校につきましては、全体の施設管理者が教育委員会の教育環境整備課、体育館については生涯学習財団、地域開放は生涯学習振興課、実質的には財団でございます。校庭及び校舎の一部活用については、自転車保管場所、環境土木部道とみどりの課でございます。校舎活用については環境学習情報センター、環境土木部、環境保全課でございます。

次、四谷第四小学校でございますけれども、全体の施設管理者につきましては、教育委員会の教育環境整備課でございます。地域文化部：耐震工事を経まして、平成20年2月より「四谷ひろば」として活用いたします。屋内運動場と校庭につきましては、地域開放でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

跡地の活用ですけれども、ここに20年2月までの活用予定が載っていますが、四谷第三小学校の跡地というのは、地域開発というんですか、総合的に開発されると聞いていますが、その辺は教育委員会事務局としてはどの程度把握していますか。

教育政策課長 今現在、施設活用検討会というのを立ち上げていまして、その中で検討して

おります。ただ、これにつきましては所管の部のところで、跡地がまだ決まらないというか、なかなかまとまらないという話の中では、地域の中でまちづくり協議会をつくってやっているところがございますけれども、現在まだはっきりした明確な土地活用は出ておりません。
内藤委員長 わかりました。

四谷第四小学校の跡地については、そのような地域ぐるみの開発計画などはあるのでしょうか。

教育政策課長 地域ぐるみというよりも、「20年2月より「四谷ひろば」として活用」と書いてございますが、校舎の部分につきましては、「四谷ひろば」として区民が自主管理しまして、使うと。そのほかには、おもちゃ美術館、それから、NPOが使うことになっているというふうに認識しております。

内藤委員長 わかりました。いずれにせよ、小学校は、立地条件というんですか、場所のいいところに建っている場合が多いので、とりわけ第四の場合は有効に使って、区の貴重な財産だと思っているので、教育財産から離れても有効に使われているかどうか注目していく必要があると思いますね。

ほかに御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第36号 教育財産の用途変更について」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

報告1 平成19年新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

報告2 平成19年度区立中学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについて

報告3 平成19年度学校緑化推進対象校の選定について

報告4 第11回西戸山地区中学校統合協議会について

報告5 総合型地域スポーツ・文化クラブの創設・育成に向けた三事業予算統合後の進め方について

報告6 平成19年度四谷地域の学校開放の変更等について

報告 7 新宿区文化財保護審議会への諮問について

報告 8 私立幼稚園に関する事務の移管について

報告 9 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告 1 から報告 8 までについて、一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

次長 それでは、平成19年第1回区議会定例会、いわゆる予算議会ですけれども、先週から始まっておりまして、現在は予算特別委員会を開催しています。この資料は、先週の本会議のときに教育委員会の事務局というか、教育長と私とで答弁させていただいた要旨でございます。順番にできるだけ簡潔に御説明申し上げます。

まず、1ページ目でございますけれども、新宿区議会無所属クラブ代表質問で、区民参加の区政と選挙について、小・中学校において選挙の啓発はどのように行われているのかという質問に対して、中段以降ですけれども、「区独自で作成している副読本には、新宿で行われた選挙についての様子を掲載している。また、小学校6年生には区議会の様子や議員及び区長の仕事などをわかりやすく書かれた『わたしたちの暮らしと新宿区の政治』のリーフレットを配布し、学習に活用している。」と。

さらに、選挙管理委員会事務局から投票箱を借りまして、模擬投票といった体験学習も行われております。こんなことを答弁させていただいています。

それから、下の段ですけれども、一般質問で、大正期に活躍した中村彝（つね）という洋画家のアトリエで使った建築物が落合に残ってしまっていて、その保存について質問を受けております。

まず、中村彝の評価ということですが、代表作〈エロシェンコ氏の像〉というのは重要文化財になっております。そういう意味でも評価されている画家です。

それから、下の段ですけれども、建物についてです。建物はだいぶ老朽化が進んでおります。ただ、建物の一部である洋館のアトリエと居間は、中村彝が居住していた時代からのものが部分的に残されていることが専門家の調査で判明しております。

次の2ページ目でございますけれども、この落合のアトリエ付住宅はアトリエと居間と住宅一緒になっているんですが、これはアトリエ付住宅の中でも先駆的形式であるとの評価を得ていると。なぜこういうことを教育委員会に聞かれるかと言いますと、文化財的な価値と、落合文士村というような御意見が議会筋から大分出ておりまして、佐伯祐三のアトリエのあ

った建物とか残されているわけですが、そういう活用をする、文化財としての価値、それをまた今後、文士村みたいな形で、文化・観光施策として活用できないかと、そういう考え方があるわけでございます。それに関連しての質問であったということでございます。

次に、民主党新宿区議会議員団の代表質問です。子どもの生活環境について、これは放課後子どもひろばに関連して、そのスタッフについてのお尋ねです。

「放課後子どもひろばには、全体の安全管理者及び総括としての管理責任者のほか、学びを支援するスタッフ1名、遊びを支援するスタッフ3名を配置する。」というふうに答えています。

それから、教育基本法についてということで、教育再生会議などの議論について、それから、体験学習などの授業が削られるのではないかという趣旨の御質問です。

答弁といたしまして、「これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念は継承しつつ、」新しい基本法のことについての評価ですが、
「伝統と文化の尊重など、新しい時代の教育において今日重要と考えられる事柄を明確に規定したものと認識している。」と。それから、「教育再生会議や規制改革会議及び中央教育審議会において教育改革の多岐にわたる議論が続けられている。教育委員会としてはそれらの動向をしっかりと注視していく。」と、そういう答弁をしています。

それから、下から7行目ぐらいですが、「確かな学力を育成するためには、体験的な学習や知的好奇心を引き出す授業の中で学ぶ意欲を引き出し、基礎・基本はもとより考える力や判断力等を伸ばすことが重要である。特に、中学生による職場体験は全校で実施しており、生徒の望ましい勤労観の育成や人とかかわる力の育成に成果を挙げている。」

最後の行ですが、「学校現場を尊重した教育行政を着実に推進していく」と、こういう答弁をさせていただいています。

3ページ目でございますが、社会新宿区議会議員団代表質問です。子どもが真ん中のゆとり教育についてということで、この方は、年間授業日数の拡大に対する評価の把握、それから、土曜日の授業について、どうなるのかということについてのお尋ねです。これは、昨年夏休みの短縮を行っておりますので、その後いろいろな調査を行っております。そのことについてのお答えです。

教育長の答弁といたしまして、4行目ですが、「夏休みの短縮について子どもたちは、学校に来る日が多くなったことについて、友達と楽しく過ごせるのでよいと概ね肯定的に受けとめている。」と。

次の行ですけれども、「確かな学力推進員や教員の授業力向上を目的とした授業改善推進員の派遣効果」といったものが、アンケートの結果挙げられているということです。

ただ、「項目によっては、保護者と教員の意識の違いが見られました。総合的に判断すると、この取組について一定の成果があったと考えておりますけれども、引き続き検証していきます。」と、そういうお答えです。

それから、土曜日のことですが、「授業として土曜日を活用することは、現在の制度の中では考えていない。」というふうに答えています。

4ページ目でございます。日本共産党新宿区議会議員団代表質問でございまして、学校選択制見直しと、30人以下学級の実施等について、毎回お尋ねがあるんですけれども。それから、区費講師だけではなくて、常勤の教員を区として採用したらどうかと、そういうことも聞かれています。最後に特別教室の空調化についても聞かれています。

答弁です。「特色ある学校づくりに資するように、区費講師を配置するなどの支援を行っているわけですが、学校選択制の検証については、毎年、新1年生の保護者アンケートを実施しております。それと、平成17年度からは満足度調査等も実施して、そちらの検証も加味して行っている。その結果、入学満足度も小・中ともに94%に達しています。」と。これはアンケートの集計でございますけれども。それから、「アンケートの中で、『通学区の学校が良いので通っていますが、いろいろ選択肢があるのはとても良いことだと思う。』という声があり、保護者の代表的な意見と受け止めている。」というお答えをしています。

「基本的には、現在の方式を継続したい。」と。これは選択制についてですけれども、そういうお答えをしています。

それから、学校選択制の結果、規模の大小といったことも生じてきているわけですが、「小・中学校の一層の連携を図るとともに、地域に選択される魅力ある学校づくりを支援していく。」というふうにお答えしております。

それから、区が独自に常勤の教員を採用することについてのお尋ねに対しては、「任用・財政的負担等多くの課題があり、考えていません。」と答えています。

それから、5ページ目の一番下の段ですが、普通教室の空調化については、幼・小・中すべて完了しておりますけれども、特別教室についてはまだ残っているわけです。「特別教室のうち、音楽室、コンピュータ室、図書室はすでに空調化を完了している」と。残りの特別教室をどうするかということなんですが、「現在、施設整備の優先順位の高い震災対

策などに取り組んでおり、空調化による財政負担などを考えると、これらがひと段落してから検討したい。」というふうに答えています。

6ページ目でございます。一般質問で、落合地域の区立幼稚園存続と、3歳児学級の増設についてということで、落合地域の幼稚園は、毎年学級編制基準、これは12名ということでやっていますけれども、その12名を確保できるかどうかという幼稚園が毎年ぎりぎりの状態が続いているわけです、そのことについてのお尋ね。それから、3歳児学級を区立としてもっとつくれという御質問です。

これにつきましては、中段よりも下の部分ですが、まず学級編制基準については、「子どもの成長のためにも基準を引き下げることには考えていない。」と。

それから、「落合地区は私立幼稚園が数多く存在する地域であり、3歳児クラスの増設は、『幼児教育のあり方検討会報告』の中でも提言をいただいているように、公私格差の是正に努めながら公立、私立を通して受け入れるような体制を勘案したいと考える。」というふうに答えています。

それから、落合第一幼稚園が昨年から休園になっているわけですがけれども、それについての園舎の活用。保育園の分室として使えないかというような質問があったんですけれども、それにつきましては、7ページ目で、「今後の利用方法については、この地域の幼児、児童に関する行政ニーズを中心に検討していきます。」というふうに答えています。

7ページ目の新宿区議会公明党代表質問です。教育行政の再生推進についてというお尋ねで、再生会議の中で授業時間の10%を増加ということが言われているわけですがけれども、授業時間をどのように捻出しようと考えているのかと。もう1つ、読書活動について聞かれています。

答弁ですがけれども、再生会議については、「教育が直面する様々な課題に社会総がかりで対応するという姿勢については共感するものである。」というようなことを言っています。

それから、一番下ですが、授業時間数のことについて、「本区では、子どもがより多くの学びができるよう夏休みを短縮し、授業日数を拡充した。総授業時間の増加については、量的な側面だけでなく、各学校における教育活動の創意工夫により、効果的な学習指導ができることが大切である。」。ですから、「今後、授業時間数をもっと増やしていきます。」とか、そういうことを言っているわけではなくて、「中身をもう少し精査させてください」というような答弁をしているわけです。

それから、「子どもの読書推進活動」のことについてですがけれども、朝読書については、

各学校の努力によって全校で実施されるようになっていきます。

それから、子ども図書館ができましたけれども、そちらとの連携も進みまして、団体貸出しの利用も増えています。

それから、19年度は学校図書館標準を全校で達成しようということで、予算も大分強化させていただいています。こういう答弁をしています。

もう1つ、図書館についてどうかするかということ聞かれているわけです。学校図書館というよりも、地域図書館といった図書館の方ですけども、そちらについては、区長から答弁しています。基本的なことを区長から答弁していただいていますので、そのまま読みます。

新宿区基本構想審議会から提出された答申、及び、教育委員会の「平成19年度教育行政の推進にあたって」にあるとおり、図書館は、区民の自主的な学習を支援し、地域に役立つ情報センターとしての機能を高め、情報技術の活用やレファレンス機能の強化など、利用者サービスの充実に努めることが必要だと考えている。

教育委員会からは、「区立図書館のグランドデザインとして「区立図書館の基本方針」を図書館運営協議会に御意見を伺いながら策定作業を進めている」と聞いている。

一方、現在の中央図書館は、施設及び設備の老朽化が目立ち、また、耐震補強が必要な状況となっている。

私としては、この機会を捉え、中央図書館の情報センターとしての機能を強化する方向も含めて、抜本的な検討を行っていきたいと考えている。

こうした考えは、すでに教育委員会に伝えているところであり、平成19年度中には、教育委員会とともに、図書館の将来像を区民の方々に示していきたいと思う。

これは区長からの答弁でございますけれども、教育委員会の事務局としてもこういう方向で考えていきたいというふうに思っていますので、後ほど御意見をいただきたいと思います。

それから、小・中一貫教育についてですが、8ページ目の下の方に答弁が書いてあります。「平成19年度には、連携教育推進研究校（園）を指定しまして、総合的な調査研究を行うことにした。この調査研究の中では、子どもたちが確かな学力を身につけることができるきめ細やかで、やり直しもきく9年間を見通したカリキュラム開発等を行う。また、区費講師の活用により幼・小・中の円滑な連携教育の更なる充実を図る。」という答弁をしています。

9ページ目の一番上ですけども、小・中一貫教育と連携教育というのはどこが違うのかということがあるんですけども、「小・中一貫教育の必要性も今後検討していく。」とい

う答弁です。

9ページ目の自由民主党新宿区議会議員団代表質問ですけれども、学校教育についてということで、質問者が「教育の中核をなすのは義務教育ではないのか」というようなことを聞いてきましたので、答弁としても「御指摘とおり、中核をなすのは義務教育であり、区立小中学校がその大きな義務を担っていると受け止めています。」と、そういうことを答えているわけです。

「しかし、現在抱えている様々な教育の課題は、学校だけで解決できるものではない。学校・家庭・地域社会が、それぞれの責任と役割を自覚し、緊密な連携のもと、子どもたちを育てていくことが大切であると認識しています。」と、そういうお答えです。

それから、一般質問で、団塊の世代との協働推進についてということで。

これにつきましては、主に学校安全ボランティアみたいな形でお答えしています。下の3行ですけれども、「安全ボランティア活動の推進を図っていく中で、『団塊世代』の方も含め地域の人材の積極的な参加を促す仕組みづくりを進めていく。」というお答えです。

10ページ目ですけれども、一般質問で、「学校選択制」と「魅力ある学校づくり」についてということで、学校選択制と統廃合の関係というのはどういうことなのかという御質問です。それから、コミュニティスクール、小・中一貫教育について聞かれています。

答弁といたしましては、「学校選択制は、魅力ある教育活動と開かれた学校づくりの促進を目的とし、生徒・保護者の選択権を保障するとともに、地域に支持される学校づくりを目指すものである。一方、学校適正配置は、学校規模及び配置の適正化を図り、さらに施設の老朽化にも対処していくものである。両者は事実上、相互に影響する面はあるが、その目的とするところは異なります。」というふうに答えています。

それから、コミュニティスクールについては、「地域・保護者が積極的に学校運営に参加するという意味で、特徴的な取り組みであります。」と。四谷中学校がモデル校に指定されていますけれども、「そちらの調査研究を踏まえ、地域の実情等を勘案して、今後どうするかということを考えていきたい。」という答弁です。

連携については先ほどお答えしたのと同じようなことを言っています。

それから、新宿区議会花マルクラブ代表質問ということで、新宿子どもほっとラインについて聞かれています。11ページ目に件数が記載されていますけれども、年を越してからは件数が大分減っています。それから、この方は、個別の教育委員会ということではなくて、もっと広域でほっとラインを開設したらどうかということを聞いています。

それに対しましては、(3)に書いてありますけれども、「広域でのほっとラインの開設も方法としては考えられるが、何よりも大切なのは、子どもにとって相談しやすく、かつ相談を受けた場合に、当事者意識を持って対応することである。だとすれば、今みたいな方法の方が有効なのではないか。」と、そういうふうに答えています。

それから、給食費の未納問題についてということで、縷々、新宿区の状況等について御質問がありました。

これは前にも御報告申し上げたとおり、新宿はおかげさまで未納については全国でも一番少ない方の部類だということです。

以上でございます。

学校運営課長 それでは、私の方から、報告2、平成19年度区立中学校学校選択制度に伴う補欠の繰上げについてを御報告いたします。

資料に本年抽選対象となった落合中と西早稲田中の状況を書いてございます。定員は3学級と4学級で120、160。これに対し、今後の転入者等を勘案して、受入れの上限数を115及び155と定めたところでございます。

抽選を11月14日に行った後、Cとありますのは、抽選時は学区域内の生徒でほかを選択しなかった人、それから、学区域外から選択して抽選の結果入学予定となった人、それぞれ受入れ上限数まで数字はあったのですが、その後、私立中学校等への進学が決まった人を差し引いた数字が95と121でございます。

同様にDの補欠登録者の方も、当初は、落合中が29名、その後増えて30名。西早稲田中は46名、それから増えて47名という補欠がございましたが、同様に私立中への進学や取り下げがございまして、最終的な補欠登録者数は20名と34名でございました。

そこで、これが繰上げられるかどうかの判断を、大方の私立中の合否が明らかになった2月23日の時点を区切って判断したところです。落合中は20名全員を足しますと、115名と上限数ちょうど、西早稲田中も34名を繰上げて155名の上限数ちょうど。ちょうど同数になったのはたまたま偶然でございますが、全員を繰上げるということにいたしました。

最後、資料の(4)に今後の対応について書いてございます。その他の事情で指定校変更の申請があるケースについては、今後の国立私立合格状況、転出入の動向等を勘案しながら、慎重に判断して対応するというを書き添えております。

簡単ですが、報告といたします。

教育環境整備課長 それでは、私から。まず1点目、19年度学校緑化推進対象校の選定につ

きまして、御報告を申し上げます。

2番の学校緑化推進事業の概要のところをごらんいただきたいと思います。計画事業名といたしましては、これは環境土木部の事業でございます。「みんなでみどり公共施設緑化プラン」ということで、計画年次は、平成15年から行ってございまして、本年度平成19年度が最終年度ということでございます。

校数といたしましては、各年次5校程度を実施してまいりました。

予算規模は、8,360万円程度ということでございます。

6)の緑化手法でございますが、接道部緑化から始まりまして、ごらんのような手法を対象としているということでございます。

3番に、19年度の学校緑化対象校ということで、ごらの学校が対象となっております。小学校5校、中学校3校でございます。

4番でございますが、この選定につきましては、19年度までに実施いたしました未実施校8校をしているということでございます。

5番、今後でございますけれども、この学校緑化の内容につきましては、それぞれの対象校から提案を出していただきまして、現場調査を踏まえながら、環境土木部、学校と協議しながら進めていくということでございます。一例ということで、江戸川小におきましては、屋上花壇の設置、あるいは、牛込第一中学校におきまして、花壇の整備、こういったことを中心に取り組んでいくという提案書が出ております。

裏面に、15年度から行われましたそれぞれの学校の実績をおつけてしております。御参考にさせていただければと思います。

引き続きまして、第11回の西戸山地区中学校の統合協議会につきまして御報告申し上げます。

4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。

(1)でございますけれども、1月31日に行われました区道廃止の説明会の報告をしております。これは西戸山中学校、西戸山小学校の間の区道の廃止の説明会でございますが、基本的には環境土木部の主催というスタンスでございました。

参加人数としては、17名の参加がございまして、一部反対もあったということでございますが、学校教育の改善ということで、区道廃止に対する御理解と御協力を賜ったということでございます。

この説明会の報告を受けまして、統合協議会といたしましては、新しい学校のために統合

協議会が一丸となって区道の廃止について引き続き強く要望していくということを改めて確認したということでございます。

次に、(2)の区長へ要請事項についてということで、昨年12月8日付で区長へ統合協議会名で要望を2件出しておりました。

1つが、地区計画に伴う校庭部分の2mセットバックの撤回に関するもの。

もう1つが、先ほどございました区道廃止によりまして、区道部分を校地に編入するという要望でございます。

それについての回答がございまして、それについて御説明を申し上げます。

まず1点目の地区計画の変更につきましては、その下の統合協議会のところをごらんいただきたいと思っております。提案のとおりということで、学校の南北軸(東側道路)に面する敷地は後退しないことと了承(南側道路に面する敷地は2m後退する。)ということ。

地図をおつけしてなくて恐縮でございますが、基本的には西戸山野球場に面している部分については、歩道部分が2m足りないために、仮に12m確保するということになると、球場部分をずらさなければいけないという問題が生じまして、そういったことは野球場を利用している方々にとりましても、大変不便を被るということと、経費面でかなり莫大な経費がかかるということで、この部分については学校側を2mセットバックすると。

ただし、高田馬場方面に抜けます東側の道路につきましては、西戸山公園に隣接しておりますので、西戸山公園部分に道路機能を確保するような施しをいたしまして、それを都市計画道路の12m部分として換算すると。そういうことで、基本的にはセットバックしない方向ということで、ある意味では折衷案のような形で提案がございました。

こういったことであれば都市計画部も何とか都市計画審議会にかけられるということ御説明をいたしました。統合協議会としてもできれば両方しないでいく方向で何とかという話がございましたけれども、結論から申しますと、今、区が提案いたしました方向で了解いたしましたので、その方向で都市計画審議会にかけてもらうということ、統合協議会から担当の課長に依頼したという内容でございます。

次に、の区道の廃止につきましては、前向きに検討するという内容でございます。これは今定例会において廃止条例が出ております。

(3)の新校のコンセプトにつきましては、設計委託のための与条件の提案をいたしまして、その具体的な検討をしております。次回、引き続き設計委託のための与条件に向けての協議をしたいと考えております。

以上でございます。

生涯学習振興課長 私からは、報告5、総合型地域スポーツ・文化クラブの創設・育成に向けた三事業予算統合後の進め方についてです。既存の三事業というのは、括弧に記載されています小学校校庭開放・スポーツ交流会・子どもの居場所づくりでございます。

1、目的です。総合型地域スポーツ・文化クラブの創設・育成に向けた段階的な取り組みとして、学校・PTA・地域が相互に協力しながら、放課後、土・日曜日、祝日、学校休業日に学校施設を活用した安全な子どもの遊び場・地域の多世代の居場所を確保することを目的としています。

そのために、各地域に運営組織を設立し、既存3事業の緩やかな連携・協力体制を築き、本年4月から予算の有効活用と人材の交流促進を図ることを目的としております。業務については、新宿区生涯学習財団に委託いたします。

2、事業名です。実施計画事業名、予算事業名は、総合型地域スポーツ・文化クラブの育成としております。既存3事業の予算統合した委託事業名の方は、段階的な一つの段階として、「地域スポーツ・文化事業」としております。

今後、この事業を総合化・クラブ化することによって、総合型地域スポーツ・文化クラブの創設を目指していきます。

3の運営体制です。運営組織としては、(仮称)地域スポーツ・文化協議会と申します。

(2)組織構成ですが、各小・中学校PTA、体育指導員、スクール・コーディネーター、スポーツ交流推進委員会、以上までが既存の3事業の構成員でございます。さらに、地域によっては青少年育成委員会等の代表者ほかに加わっている地域もございます。今後、学校施設開放運営委員会・町会・青少年育成委員会・地区協議会等との連携強化を図ってまいります。

(3)運営形態です。新宿区生涯学習財団と各地域スポーツ・文化協議会との委託契約により、次のことを行います。

地域スポーツ・文化事業の実施計画の策定。地域スポーツ・文化事業の実施。事業実施時における安全管理体制の確保。関係機関、団体等の連絡、調整及び報告等でございます。

4の事業体系です。各小・中学校等を会場としてイベントを行います。

基本は(1)の定例イベントでございます。月4回程度を目標に1回1万円程度で行うということです。例えば、スポーツ教室とか、図書室の読み聞かせ。いわゆるスポーツ・文化事業を基本といたします。

(2) 特別イベントとして、それ以外にお祭りのなことを行う場合には、特別なお金でということになります。年間 8 万円を限度ということにいたします。1 組織ごとに基本的には年間 48 万円以内ということになっております。現在、各地域ごとに来年度の事業計画を出してもらい、財団と打ち合わせをしているという状況でございます。

5、保険について。参加者・スタッフの不慮の事故に備え、傷害保険に加入する予定でございます。

6、総合型地域スポーツ・文化クラブ化に向けた支援体制については、財団が各地区担当者を設置し、各協議会の運営をサポートするというところでございます。

2 枚目、各地域の状況等が記載されております。ごらんください。

続きまして、報告の 6 でございます。平成 19 年度四谷地域の学校開放の変更等についてでございます。先ほど議案 36 号にも出ておりましたように、四谷第三小学校、四谷第四小学校の廃止等に伴い、四谷地域で幾つか変更がございますので、御報告いたします。

1 の変更理由等は、今申し上げました四谷第三小学校、四谷第四小学校が閉校となり、平成 19 年度より四谷小学校を開校するということが 1 つ。それから、四谷中学校の校庭に夜間照明設備が設置されますので、それによる変更等がございます。まとめて報告をするということでございます。

主な変更点等でございます。

(1) の四谷第三小学校、これは閉校する学校ですが、ここは体育館を開放するというところでございます。跡活用決定までの間、基本的にはまずは 1 年ということでございます。

(2) 四谷第四小学校、これも閉校する学校ですが、ここは平成 19 年 8 月まで、ことしの 8 月までの期間ですが、開放するということ。その後は「四谷ひろば」の準備ということになります。その期間開放するのは体育館と校庭ということでございます。

続きまして、(3) の四谷小学校は、新たに開放する学校ですが、これはいわゆる一般の学校開放事業ということになります。ここは体育館、会議室及び校庭等を開放するということでございます。

(4) の四谷中学校は、新たに校庭に夜間照明が設置されますので、校庭スポーツ開放として夜間開放します。これは 5 月から、抽選で開放ということで、テニス・フットサル等が利用するというところでございます。

もう 1 枚は、そのことを一覧表にしたものでございます。

続きまして、報告 7 でございます。新宿区文化財保護審議会への諮問第 15 号ということでご

ざいます。

対象物件は、記載されている4件の絵画でございます。この絵画4点は、市谷地区にある浄栄寺に伝来したもので、予備調査の結果、2点は室町時代の後期、2点は江戸時代前期の作品であると推定されており、区内でも数の少ない貴重な絵画と推測されているものでございます。

なお、この4点については昭和50年から55年に刊行された『新宿区文化財総合調査報告書』から漏れていたものではございますが、貴重なものであると推測されております。

以上でございます。

教育政策課長 それでは、私立幼稚園に関する事務の移管について御報告させていただきます。

私立幼稚園に関する事務につきましては、これまで総務部総務課が担当してまいりました。先に提出されました「新宿区幼児教育のあり方検討会最終報告書」では、「就学前教育の施策の推進について教育委員会が中心的な役割を果たすべきである」と提言されております。

教育委員会といたしましては、最終報告書を踏まえまして、また、地域全体の幼児教育の充実を図る観点から、19年4月より私立幼稚園に関する事務を教育委員会に移管することについて関係機関で協議し、準備を進めてまいりました。

私立幼稚園とも協議を重ねまして、事務の移管に関して了解を得られましたので、御報告いたします。

今後はこれに係る組織規則等の改正の手続きを進めてまいります。

ちなみに、どこにこれがいくかと申しますと、学校運営課に幼稚園係を設置しまして、そこでやるということになっております。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はどうぞ。報告1、区議会における代表質問等答弁要旨ですね。

木島委員 落合地区の区立幼稚園の件ですけれども、確かに落合地区というのは私立幼稚園が多いと、大きいのが多いですね。というのは確かだと思んですが、3歳児学級というのは私立幼稚園でもいいんだろうと思うんですけれども、地区の人たちにしてみると、ほかで行われるような6カ月以上の保育というんですか、そういうものの増設を希望するのではないだろうかと思うんですね。

例えば幼稚園と併設して保育園をつくるというのも一つの案ですけれども、病院と接続し

たところにつくるということがこれからは一番望ましいんだろうと思うんですね。例えば、落合地区であれば聖母病院という総合病院がありますが、ああいうところにそういうものを設置するようなことを考えるというのも必要なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校運営課長 落合地区は、特に区立幼稚園の学級編制の問題について例年地域でも心配をされているのは、主に西側の地区で、山手線の外側の落合第五と第六の2つの幼稚園が、満員状態の落合第三幼稚園を挟んで、数がいつもぎりぎり、あるいは、学級編制ができないという状況です。保育園のニーズは確かに高まっておりますし、幼保連携・一元化の推進も区の計画事業でございますので、そういったところを様々考えながら、委員御指摘の意見も踏まえながら、慎重に検討をしていきたいと考えております。

白井委員 今の木島委員のことに関連し、また、報告8とも関連するんですけれども、子どもの保育、教育についての管轄が、保育園は多分別な方で、きょうのだと私立幼稚園は今度は教育委員会がということになりましたけれども、子どもの問題をどこかで、教育委員会で一括して中学校までの部分を検討するという方向がまず必要なのではないかとということが1つです。

2つ目は保育行政で、ここの管轄ではないと言われそうなんですけど、木島委員と同意見なんですけれども、病児保育、または幼稚園の場合でも適切な病院というか、医者との連携という点では、世田谷ですか、病院と一体となった保育園をつくったということを新聞で見ましたけれども、新宿区の方角としても、待機保育の解消と、方向として病児保育も含めて、一元化の中で考えていただいて、少子化問題、男女協働参画その他、いろいろな課題の解消にもなる方向を、子ども全体で考えたらいかがかと思います。

教育政策課長 最初の御意見の子どもの行政の一元化という話ですけれども、確かにそういう視点は大事だと思っています。それは区長部局につくるのか、教育委員会につくるのかという話ですけれども、子どもに関しては福祉、保健、あらゆるところに関係がございます。そういう意味では、区長部局に子ども部みたいなものをつくることも一つの検討課題かなと思っています。

ただ、教育委員会としては、就学という観点からここにかかわることについては教育委員会で所管すべきだということから、今回、幼稚園については教育委員会で持つということになったわけでございます。

学校運営課長 病児保育と保健・医療部門との連携につきましても、今後の子ども施設全体

についての検討の中で十分考えていきたいと思っております。

木島委員 話は別になってしまうので、これは私事ということでお聞き願いたいんですけども、私、ボストンにいて、マサチューセッツ・ゼネラル・ホスピタルというハーバードの附属病院に行きますと、病院の中に保育所と幼稚園があるんです、校庭もあるし。そういうものは、もちろん病院に勤めている職員ですね、医者もそうでしょうし、看護師さんもそうでしょうし、事務の方もそう。そういうものがそこに全部あるものですから、子どもができて、6カ月たつとそこへ連れてきていいわけです。そうすると、看護婦の不足とか、女医さんがやめるということも必要ないんですね。

そういうものを利用すれば、地域の人たちも、自分の子どものことで心配だということとか、熱が出たから早く帰って来いとかということもなくなるので、これからの一つの考え方として、新宿区というのは特殊なんですよ、医療環境が非常にいい。それを大いに考えて、そういうことを新宿区の一つの特徴として、保育園とかいうものを考える。そういうことも頭の中に十分入れていただきたいなと思っているわけですね。

次長 幼稚園、保育園も含めてですけども、幼保の一元化施設は教育委員会の所管ということになりましたので、落合地区に限らずこれは大変悩ましい話です。というのは、幼保施設にしても、ことに四谷の子ども園が4月からスタートしますけれども、1つでいいとは思ってないわけですよ。こういう便利なものをつくれれば、ほかからも需要は当然くると思えますし。だから、私どももどの地域でもできないかという検討はしているわけです。

落合だって本当はそういう検討をしたいんですよ。ただ、そのときに四谷の子ども園だってかなりのスペースが必要になっているわけですね。しかも、病院との連携というお話もありましたけれども、四谷の子ども園も幼稚園認可の部分と保育所としての認可の部分と両方満たすようにつくっているわけですね。なおかつ、認定子ども園、公立で都下では第1号になるのではないかとされています。だから、要件を満たしてスペースも満たして認可もとってというような形で考えると、場所的にどこにできるのかということがかなりシビアな話です。

今、考えているのは、区もいろいろな施設を持っているようできて、実は何かやろうとすると帯に短し襷に長しみたいな話で、一つひとつ利用状況をもう一回調べ直す必要があるなと。落合の第三のところも満杯状態ですから、もう少し幼稚園にしても学級を増やせないかということも検討したんですけども、園舎の部分とかスペースに限界があって、あそこをそのままでは難しいとか。そんなことが一つずつにあたると出てきちゃうんですね。

ですから、おっしゃられていることは私どもも、理想を言えばあれもやりたい、これもやりたいということはあるんですけども、できるのかという現実的な側面もありますので、御指摘のことも含めまして、一つずつ可能性を模索していきたいと思っています。

木島委員 いわゆる居場所づくりですか、放課後とか、そういうものと関連して団塊の世代の方たちの問題があると思うんですが、土曜日の授業を増やせないとしたら、居場所づくりという形で、団塊の人たちで子どもを教えたいという人も多いと思うんですね、お元気で頭も聡明で。土曜日などは特に授業時間を増やすのではなくて、居場所づくりという形で、各学校で補講を希望する子どもたちに、そういう方のボランティア精神的なもので、本人の望む、いわゆるよく理解できないとか、わからないとか、そういうようなことも考えてもしかるべきだと思うんですが、いかがですか。

次長 答弁の中で「今の制度の中では土曜日に授業をすることは考えていない」という答弁をしているんですね。というのは、教育再生会議が10%授業時間を増やせというような言い方をしていますけれども、10%、1割増やすというのは大変な授業時間数でして、新宿区が夏休み1週間短縮して増やした時間とは言えば28時間ぐらいなわけですね。中学校の学習指導要領では、大体年間980時間ぐらいになっていますから、1割ということは100時間ぐらい増やさなければいけないという話なんですね。100時間増やすためには、夏休み5日短縮したのを3回分以上のことをやらなければいけないぐらいの話になっちゃうわけです。

本当にそんなことを考えているんだったら、土曜日を活用するという方向が出てこないとどうしようもないような話なんだと思います、本気でやろうとすれば。今の制度で、学校教育法の施行規則で土曜日は授業日にしないわけですから。ただ、この問題がどこから出てきたのかというと、労働時間から出てきた面というのは多分にあるでしょうから、労働時間の問題だとすれば、本気でやるつもりだったら教員を増やせばできるのかという話になるわけですよね。

だから、もし国が本気で授業時間数をもっと増やすことを考えるのであれば、法制度を変えることが検討課題になるのかどうか。そうなったときには土曜授業ということもあり得ると思うんですね。ただ、それは今の段階では言えない。だから、「現制度の中では」という答えをしているんですけども、木島委員がおっしゃるみたいに土曜スクール、どちらかという補習みたいな話ですけども。

木島委員 補習という、学校がやる授業とか、そういうことではないんですね。

次長 土曜スクールの中では、ボランティアとか教員のOBとか、そういった活用をしてや

っているようなケースも聞いていますけれども、それは今の制度の中でもできることですから、新宿区の学校の中でも数は少ないですけれども、やっている学校もありますし、放課後子どもひろばみたいなものが始まりましたけれども、あの中でも学びのスタッフというのがあるわけですね、学習支援の。

どの程度のことを期待されるのかというと、それもつらい話なんですけれども、そんなこともありますので。そういう話はそれはそれで十分検討して。強制するという話ではないと思いますけれども、やれるところとか、やりたいところについては積極的に取り組む一つのテーマかなと思っています。とりあえずそんなところで。

木島委員 それともう一つ、例えば、今、小学校にしる中学校にしる、1時間の授業というのは何分ですか。

教育指導課長 小学校が45分、中学校が50分が、標準としております。

木島委員 例えば、1時間を30分という授業に切り替えて効率よくやるということはいかがですか。

教育指導課長 実際に30分でやっていたりする学校も区内にございます。

木島委員 そうすると、30分授業で効率よくやると。逆にいうと小学生なども30分ぐらいの詰めた授業の方が、次にいろいろな変わりがあるとどうだろうかということで、そういう意味ですね。時間の問題ではなくて、そういうことで補うということは不可能ですか。

教育指導課長 30分でやって、例えば45分を30分にすると、15分の空白ですから、2コマ45分を30分・30分で、一方のところでもう一つ、30分のコマが生み出せるという考え方で、1コマの数を増やすことによって反復学習を繰り返すということは当然可能になってきます。

それから、今年度は、教育課程の相談を受けているある中学校では、50分だけれども、逆に45分でやりたいと。5分浮かすことによって、その浮かした時間を、仮に1日通常5時間、5コマあれば5分ずつ抜けば、 5×5 で25分出ますから、そこで基礎学習で英単語を覚えるとか、漢字を覚えるとか、計算練習をやるとか、そういう形で生み出せると。そういう形で基礎をやっていきたいということがありますので、それは教育的には学校の特色ある教育を目指す学校の工夫を促進するという意味では、破綻がなく、ゆとりを持ってできれば、可能な限り認めていきたいという方向で行っています。

ただ、今お話ししたのは、単元の特性というものがあるわけですから、例えば理科の実験などを30分でやるということは通常考えると甚だ不可能なわけです。同じように図画工作なども、準備して、かたしてなんていうことを考えれば、むしろ長い時間、つまり90分とか

100分とった方がいい場合もあるわけです。結論として申し上げられることは、単元あるいは教材との関連で可能であると。いわゆる30分という形で授業のコマをとっている学校の場合は、一方では後でまとめた時間で集中的にやりたいとか、30分とかの短いコマのところでは、基礎学習の充実をそこで図っていききたいという、そういう工夫をした試みというふうに受け止めていただければと思います。

木島委員 中教審などをみてもあまりあてにならないと思うんですね。そうすると、新宿区は新宿区の独自の方向を新たに本当に真剣に考えていかないと、いいものが生まれえないと思うんですね。例えば、30分1コマにして、そこを続けて図工などで長時間要するとなれば、そこは例えば3時間をまとめてやっちゃうと。そうすると30分の授業を3工程、90分やってしまうと。そういうようなこととか、いろいろ工夫していかないと、規定概念にとらわれると、改革できるどころができないだろうと思うんです。

白井委員 今の授業時間数のコマに関してですが、杉並区の和田中は50分を45分間かなんかにして、コマ数を多くすることによって、逆に反復練習の機会があつてうまくいっているというようなお話を聞いているので、木島委員の御提案はそういうような弾力的な時間数、コマ数の組み方で、今の授業時間数の問題点をとりあえずフォローできないかという提案だと思うんですが。そういうような方向は学校現場の情報として入っているのでしょうか。いい事例という形ですが。

教育指導課長 新宿区内でも小学校、中学校、コマを工夫して、また、教育委員会としてもそれが適切であれば認めているという実績がありますので、当然、学校側には入っております。ただ、今、杉並の和田中のお話がありましたけれども、あそこはよのなか科という創設した科があつてやっているわけですが、そういう極めてオリジナリティーの高い方法を校長のリーダーシップにおいて適正に行われていると思うんです。

しかし、具体的なビジョンがなく、ただ50分を45分にしろとか、45分を30分にしろというような形でやっていきますと、逆にコマ数が増えることによる教員の多忙感かと、子どももじっくりと計算練習を理解してやるべきところをただ機械的に流されて理解できないとか、そういうリアクションも当然考えられますので、学校から申請があつた場合は、そのプランニングが適正であるかということについては慎重に判断させていただくというような状況です。いずれにしろ、情報については相互に措置したものは学校にも十分に行き渡っていると、そういう状況でございます。

白井委員 今、御指摘のありました学校のビジョンということですが、前回、熊谷委

員からも校長が核ではないかという御意見も出ましたし、私もこの間学校現場を回らせていただいて、校長先生とお話させていただいて、現場に任せた方がいいだろうなという感覚はすごく持ちました。抽象的な私の皮膚感覚でどうこうと感じていたことと、実際授業を見せていただいて、各学校内の問題点もありそうなので。

ただ、校長先生のビジョンといったものを、また、校長先生の個人的な教育観とか皮膚感覚ではなくて、ある程度みんなの知恵が詰まったビジョンに引き上げていくというのは、どういうシステムとか、どういう形でつくっていけるのかなというのが疑問点なんです。そういう感想を持ったんですが、今まではどんな形で校長先生のビジョンというのはつくられていたんでしょうか。

教育指導課長 校長のリーダーシップをいったときに、校長が、例えば独断と偏見とは言わないまでも、偏ってしまうのではないかと。よく言われるのは、校長が人事異動で代わった場合、その校長のビジョンが引き継がれるのか、あるいは、偏ったがために引き継がれないで、代替わりごとに猫の目のように変わるのではないかという懸念はありますけれども、この間、私どものそうしたことについての御説明としては、校長は新宿区の教育委員会の教育目標を受け止めていなければいけないわけで、その前に東京都の教育目標も当然示されますし、何よりも学習指導要領があるわけです。

そこから考えていくとそんなにめちゃくちゃなことはできませんし。これはめちゃくちゃというわけではなくて、先ほどのよのなか科のようなものやっていくということになれば、特区申請によってきちっと認められていかなければいけないわけで、教育目標があって、学習指導要領があれば、すごく奇抜なことはあり得ない。その上で、地域の特性、家庭の教育力の差、それから、その学校の持てる教員を中心とした教育力を見て、どういう指導方法がいいのかと、当然、教員の創意を結集しながら、最終的に判断していくわけです。そうなりますと、ある程度最大公約数的なところがきちっと絞られてきます。

その結果、例えばコマをさっきのような形で工夫するというようなことも出てくるかもしれませんが、少なくとも非常に偏った形で出てくるものではありませんし、子どもの実態を見極めてプランニングしたものでありますから、校長が代わっても、次の校長も前任の校長の経営プランを引き継ぎながら、さらに進化させていくという形ですので、そこに例えば際立った断裂が生じるとかいうことは起こりがたいというふうに受け止めているところです。

白井委員 私は、今やっていることが積極的に、各個別学校ごとでいいという感想を持ったということをお願いしたいので、新宿区とか、もちろん文科省の方針の中での話なんです。きょ

う忘れてしまいました。オレンジの「新宿区の学校要覧」の中に各学校ごとの教育目標みたいなものが書かれていて、それに基づいてITを推進する学校、余丁町小学校とか、それから、うちは朝読書運動をやりすみたい形で、各学校の校長先生が独自でやりたいものが書かれていますね。それはかなり具体的な形なので、私としては特徴のある学校としていいと思っているんです。

今回の報告書の中に、また今回の質問でも出ましたけれども、朝の読書運動を特に推進している学校もありそうですし、それを重点にしていなくてもいいけれども、ほかはやっているのかもしれない。ただ、そういうのがかなり具体的に各学校ごとにあの冊子の中に書いてありまして、訪問したときに御質問すると、それが具体的な答えとして返ってくる学校もあれば、書いてあるけれども、そこはそれほどでもないのかなと思うところもあったりしたんですね。

ただ、あの目標が各学校ごとに、校長先生なりのビジョンでつくっているんだとしたら、校長先生のビジョンがはっきりしているし、それもちょうど教師に浸透して、保護者にも理解してもらえるようなところまで持っていければ、もっといい形が持てるのではないかなという感想を持っているんです。目標はすごくいいのが出ていると思ったんです。ある学校では基礎学力のための小テストをやると書いてある。ただ、書いてあるとおりに1年間やったのかどうかという検証とか、そういうものはどういうふうになっているのかなというのは私もよくわからないんですけれども、その辺はどうですか。

教育指導課長 検証も含めてお話をさせていただきたいと思います。例えば、余丁町小学校のITのことがありましたけれども、これは2年間の区の研究指導を受けて研究発表を行って、大変すばらしいものがあつたというふうに受け止めています。それは発表をして、内外の方々から多く研究の成果について御意見をいただくわけですから、立派な検証が行われているんだろうと。それから、余丁町は大変特色のある教育を、研究視点とともに行つたわけですが、優れた研究ですから、それを私ども教育委員会の事務局も、余丁町のようなITの研究、あるいは、ITを活用した授業をやってもらいたいと思うわけです。

つまり、これはむしろ公立学校の、特に新宿区の学校の良き点というふうに私は思うんですが、特色ある教育を行って、それが非常に成果を挙げた場合は、すべての学校にそうした成果をあまねく普及させていくことが望まれるわけです。現在、西新宿中学校と余丁町小学校はノートパソコンの台数が学習に活用できるようにあるわけですから、もっとランニングコストを落としながら、ハード面の普及をやっていくように、事務部会のようなチームをつ

くって、パソコンの更新の時期に集中的に行うことで、どこでも余丁町のような実践が広がっていくようにしていきます。そうしますと、余丁町の特徴がどこかにいってしまうかと思うんですけれども、そういうリーダーシップを持った学校が絶えずトップランナーとして活躍していただけると。

この間こんなことがあったんですね。戸塚第二小学校の研究発表、中間発表というのがあります。校長のリーダーシップでサイエンス教育の普及をしていただいている、研究授業を教員がやっている。ここまでは一般的なんですけれども、その後、教員がやった研究授業の理科の実験を、理科の実験をメインに研究している方たちに来ていただいて、同じ実験をもう一度公開する。公開した対象をどうしたかという、保護者の方を中心に集めて公開しているんですね。

そうすると、保護者の方に教員の努力というものが普及していきますし、今、サイエンス教育とか、理科離れということが叫ばれていますから、もっとサイエンスとか理科という視点を広げてもらいたい。戸二小で行っているサイエンス教育の軸が、今は戸二小の特色かもしれないけれども、教育委員会としては、無理のない形でほかの学校にも普及啓発していかならなくなりますし、保護者の方に評価されますから、戸二小のサイエンス教育はより充実するだろうというふうに期待できるわけです。

そういうふうにして、公立学校というのは、小学校、中学校、特色ある教育を進めることによってほかに広がっていくという相乗効果があるのではないかと。朝学習というの、1つの学校が特色としてやったけれども、いいことなので、今はすべてに広がっているわけです。特色というのは、良いことをやれば、まねるということではなくて、いいものは取り入れていきたい。取り入れることによってさらに質が高くなっていくというふうにしていかなければいけないのだろうなと思っておりますし、普及していくことが評価につながっていくのではないかと受け止め方をしております。事務局としては、そうしたものに物心両面支援していくというふうに考えているところです。

白井委員 それに関連して、普及という意味で、「新宿区の教育」というチラシを出していますよね。今回の臨時号はすごいカラフルで、見やすく、私としてはとてもよかったという感想を持っているんですけれども、あそこに学校紹介というような形で、例えば、戸二小でサイエンススクールをやってこうだったよとか、ほかの学校の様子も入れて出すと、見る方がすごく身近に感じられるような。

いつも教育方針みたいなものを上から下に伝達するような形で、見る人は見るけれども、

あまり見ない人もいると。やはり組織は広報活動が要だと思うんですね。学校現場だけではなくて、周りの理解がないと、先生方はやっていけないと思うんですね。そういう意味では各学校のいいところを取り上げて、広報に載せてあげて、またそういう普及ができればいいのではないかしらと思ったんです。

教育政策課長 「教育だより」を年3回出しています、今度は臨時号で出させていただきますけれども、白井委員おっしゃるとおりで、過去にはそういうことも取り上げたことがございます。ですから、少しずつそういうのを取り上げながらやっていこうと思っております。

白井委員 あともう1つ。先ほど木島委員が問題提起された団塊の世代への御協力というのは、団塊の世代側から見たらどうなんですかね。どこに行けばそういうことができるのかと逆に。こちらは「協力してください」と言うんですけれども、したくてもどこにどういう形で行けばできるんだろうなという戸惑いはないのでしょうか。

木島委員 それは前から私言っているんですよ、ボランティアをきちと組織だてなさいと。どこかにひとまとめにして、そこに行けばどういうボランティア団体があってという形をつくってほしいということは前々から言っているんです。

白井委員 登録制度みたいな感じですか。

木島委員 そうそう、区全体としてね。

そこに行けばやりたいというボランティアの何があるのかなということがわかれば、それはいいことだと思いますよね。

白井委員 やってもいいよという登録でもいいですよ。区報で募集だけでは、電話をかけてやろうというところまではちょっとどうかと。

以上です。

内藤委員長 よろしいですか。

これは報告1で、まだ8まであります。

白井委員 すみません、8も含めて質問しちゃいました。

内藤委員長 では、ほかに御質問がなければ、次に報告2、学校選択の補欠登録者の繰上げについて。これは補欠登録者も全員入れるということで、結構だったと思いますね。同時に、定員に満たないところもあるわけだから、その辺の割り振りというか、公立、義務教育という二点から考えると、できるだけ学校に差がなく、内容は様々でいいと思うけれども、人数のバラツキがあまりない方が好ましいとは思いますが。

よろしいですか、この報告2は。

ほかに御質問がなければ、次に報告3、学校緑化推進対象校の選定について。御質疑のある方はどうぞ。

木島委員 これは19年度に5カ年計画の最終年度ということですがけれども、これに関しては、こういうことの継続的な別の案というのはあるんですか。

教育環境整備課長 この事業につきましては、御説明いたしましたように、環境土木部で公共施設をまず緑化していこうということで始められた事業で、その一貫として小学校、中学校もやっていこうということで、5カ年間継続されております。

今、策定しております基本構想につきましても、緑の重視というのは盛んに言われておりますので、新しい基本計画の中でこういった事業がまた立ち上がってくるのかなというふうに感じています。

木島委員 例えば、今、統廃合が行われているんですから、この事業の継続というわけではありませんけれども、統廃合された校庭の緑化ということは考えられていないんですか。

教育環境整備課長 統廃合に限らず、校庭の緑化につきましては、校庭の芝生化ということで代表されまして、かなり言われているところでございます。東京都の補助事業などもこれから立ち上がっていく話になっていくと思います。傾向としては芝生化等も含めまして、学校全体の緑化の方向にいくというふうに考えております。

木島委員 せっかく統廃合を行われるんですから、工事もいろいろ入っているわけですから、そのついでと言ったら問題ですがけれども、例えば芝生をつくるにしても、校庭を今みたいなアスファルトじゃないけれども、そういうものにするんだとしたら、その前に土地の手入れということを考えて、また、周りの地域住民にも協力を得ないといけないですから、そこら辺も含めて前もってやっておく必要があるのではないですか。これは周りの方の協力がないと大変ですよ、熊谷先生。

熊谷委員 よろしいですか。

内藤委員長 はい、どうぞ。

熊谷委員 5カ年で8,600万ということは年間1,600万ぐらい。それを10校で割ると160万ぐらいですかね。はっきり言ってそれでは校庭をそんなにちゃんとは緑化できない。芝生化なんかはとんでもないですね。ただ、これは、今まで全く予算がついていなかったところを、区長の裁量で環境に非常に重要だし、教育委員会ということで決断してこの5カ年の予算をとってやられて、これは大変いいことだと思うんですよ。つまり、これを契機にこういうこ

とに対して区民の理解を得ていくということでもいいんですが、教育委員会からも、今のところ学校へ土木部からの依頼を受けて提案書を出すように指導したというか、そこでとまっているんですけども、せっかくこれだけのことをやったので、その成果の報告を、どうということかということをごどこかでしていただいて。

これは学校の教育現場では非常に重要だと思うんです、教育と同じだと思うんですけども、植物とか生き物を維持するのは大変なことで、つくっただけではなくて、その維持管理費がかかるはずなんです。いわゆるハコモノをつくって、しばらくはもつということとは全く違うので、今後も予算をある程度維持費に持っていかないと、区民との協働によりといっても、区民の協働だけではとても無理なので。教育の現場で子どもたちがそういう生き物を大切に。それには手入れと、いろいろな人手もそうですけれども、維持費もかかるということで、そういう提案を教育委員会から環境土木の方へぜひ。

学校の現場での緑化事業にはきちとした維持費をつけて、それが教育の一貫になると、あるいは、生物とか理科の教材にもなると、あるいは、道徳のあれにもなるということでぜひ申し入れをしていただきたい。私、たまたま両方にちょっとかかわっているんですが、まだ何となくお互いに遠慮しあっているというか、相手のところあまり手を突っ込まない。だから、環境土木も教育委員会にいろいろな提案があって、こういう使い方をしてくれと言っていいと思いますし、こちらからも、こういう事業に対して教育委員会側からの要望を出していただけたらいいかなと思います。

以上です。

教育環境整備課長 5カ年計画ということで、今回最終年度を迎えますので、そういった節目でございますので、ここで一回その辺の検証をした上で、今、委員御指摘のような観点から計画を進めていきたいと思っております。

内藤委員長 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告4、西戸山地区中学校統合協議会について、御質問のある方はどうぞ。

木島委員 これは西戸山中学校の正門に接する道路ですよ。それが2m後退しないで済んだというわけですよ。そのかわり南側の公園の方が2m下がるということですね。

教育環境整備課長 正門の方ではなくて。正門の方は区道が走っておりますので、そこを廃止して、中学校と小学校の間の区道部分に正門がございますので。

木島委員 ああ、そうですか。そうすると道路側は違うんですか。

教育環境整備課長 線路側の方をセットバックしないんです。

木島委員 セットバックしないで済むと。

教育環境整備課長 線路からずっと球場側に行きますけれども、その球場に面した部分については、先ほど申しましたとおり、球場部分をずらさずおえないので、その部分については、12m確保するために校地部分にセットバックするということであれば、都市計画審議会は何とか乗り切れるのではないかと。

木島委員 はい、わかりました。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、次に報告5、総合型地域スポーツ・文化クラブの創設・育成に向けた三事業予算統合後の進め方について。

はい、どうぞ。

白井委員 ちょっとイメージが湧かないんですが、目的のところでは「安全な子どもの遊び場・地域の多世代の居場所を確保することを目的」ということで、施設として学校施設を利用するというのはわかったんですけども、これは生涯学習振興課ということだと、大人を対象としたスポーツとか文化クラブを創設したいというようなことでしょうか。それとも、スポーツ少年団みたいな子どものスポーツとか、そういうところを対象に、それに大人がかかわりましょうというような形でいく事業なんでしょうか。ちょっとイメージが湧かないのでお願いします。

生涯学習振興課長 今、白井委員がおっしゃってくださったこととは少し違います。いわゆる多世代ということでありまして、子どもからお年寄りまですべてを含むということを最終的には目的にしています。それでクラブということもございます。ですから、少年のスポーツだけを対象にするとか、大人だけとかいうことではなくて、基本的にはすべての世代ということになります。

ただし、実情としては子どもを中心にした活動が実態としては多いということがあります。というのは、学校を利用しての活動ですから。それから、今行われているのは、小学校校庭開放とか子どもの居場所づくり、いわゆる3事業の中では基本的には子どもを対象にしたものが多いです、そういうのが実際多くなっています。だから、それを核にしながらも、将来的には大人ももちろんボランティア、指導者として加わるとともに、大人独自のものをもっと発展させると。

総合的に考えればもっと大きな、その地域の住民がすべてかかわれるようなクラブ的なも

のまでも考えていきたいというのが将来の目標でございます。当面は今までやっているこの3事業、子ども中心のものと、それから、スポーツ交流会は3事業の中では子どもから大人まで含めて事業にしているというものでございます。

白井委員 そうしますと、今はちょっと漠然と将来的にあれだというんですけれども、例えば、今ですと子ども対象に野球やサッカーなどのスポーツチーム、地域の方がやってくださっている中心がまずありますよね。それ以外の大人ですと、ママさんバレーとか卓球、あと、お父さん方の野球というのもありますよね、地域に。そういうところを組み込んだ上でのこの事業ということではないということでしょうか。

生涯学習振興課長 確かに今、子どもたちの方では野球及びサッカーというのは非常に大きな団体としてあります。それから、大人の方ではママさんバレーとか地域で行っているものがあります。そういうものも含めて考えていくこともできるんですが、実際問題として物理的なものもあります。会場の問題もありますので、そこがうまく共存というか、施設の面で一緒に全部含めて総合的にできるかどうかについては、今後の一つの課題だと思っております。今の時点では別々に発展してきているものというのは現状ではございません。

白井委員 もし別々だとすると、これはあまり成功しないのではないかと感じてしまうんですね。少年の野球とかサッカーチームも区の施設を、西落合野球場とかいろいろものを抽選でとって練習しているわけですね。それから、お父さんの方の野球というのは、昔の戸一中の夜間とか、先ほど出た西落合野球場のナイターをとって、実際に区の施設を使ってやっているんですね。ママさんバレーは小学校の体育館を借りて平日とか土曜日でやっているわけですね。私は教育委員会管轄のところだと思っているんで、せっかく地域にできているところもあるので、そこに入れてもらって、全体的なクラブを大きくしていく方が、実りある形になるのではないのでしょうか。

生涯学習振興課長 重要な御指摘と感じております。ただ、まずはこの3事業という従来のものがございますので、これを基盤にして、それを融合して一つの形をつくるというのが、今回御報告したものです。それは（小学校校庭開放・スポーツ交流会・子どもの居場所づくり）ということでございます。

それで、委員の御指摘のとおり、ここの中には、先ほどから出ています少年のクラブとか、大人のチームというのはあまり入っていないのがありますけれども、今後はそういうクラブチーム等の関連をつけながら、どのようにこれをつくっていくかというのは非常に大きな課題です。それを各地域ごとに一つのまとまりができて、そういう意味では総合ですけれども、

総合的なクラブができることを一つの目標というか、将来的な課題としては考えていきたいと思っております。

内藤委員長 しかし、1の目的のところに書いてあるように、活動の場として学校施設を活用するということですか。

生涯学習振興課長 基本はそのとおりでございます。新宿区の場合には体育施設が少ないという面もありますので、学校施設を有効に活用して活動していくというのを基本にしております。

内藤委員長 理想を言えば、大人のクラブ活動というのは、校庭ではなかなか大人のスポーツというのは、野球などはできないですね。しかし、非常に制約された施設であっても、それを活用して子どもがやって。校庭だから子どもの遊び場に当然比重がかかるとは思います。

白井委員 それならそれに特化してやるというんだったらわかりますということなんですね。子どもを主に考えた形で校庭を利用して、そこに大人を補助的な形で、指導者などに入ってもらって子どもを育成していくという形でやるというのであればわかるんですけども、目的の中に多世代の居場所とかいろいろな、いわゆる教育委員会の一つの目標としては学校教育だけではなくて、生涯学習ということでの区民への提案ということが対象となっているんでしょうから。そういう意味では、学校の施設だけではなくて、教育委員会管轄のいろいろな運動施設がありますよね、そこを考えるともう少し大人の部分のところも組み入れた形を考えてもいいのではないかなという感じなんです。

熊谷委員 1つだけ。これは、3事業予算統合したということは、予算規模が縮小したのかどうかということが1つ。それからもう1つは、細かい予算で、それを個別に使っていたのではあまり効率が上がらないので、まとめて、例えば重点的に使えるようにしながら。つまり、あぶはちとらずになるよりは、まとめた予算でもって一つのことをきちっと何年かかってやるとか、年ごとに。そういう運用を考えてこれをやられているのか、予算を統合した予算規模と。

こういうのは、今、ほかの委員から言われたことをやるには、将来予算をどんどん膨らませていかなければいけないと思うんですよ。だから、逆の方向でどんどん事業を統合して予算が縮小していくような方向だとかなり問題がありそうなのでお聞きするんです。それと統合したことによるスケールメリットで、あまり細かくちょこちょこやっていたのでは効果が上がらないので、いろいろなことをやらずに重点的に確実に根を生やしていくとか、そうい

う運用面、その2点について。

生涯学習振興課長 この予算に関しては、統合しても基本的には同じです、3事業もそのまま。それとプラス、安全・安心の関係でプラス800万円という形で予算を組んでおります。委員の御指摘のとおりこれはまさしくスケールメリットを出すためということです。

それは2つの観点があります。お金の面でのスケールメリット、これは当然そうです。有効に使いたいというの也有りますが、もう1つは人的な面のスケールメリットです。それぞれが事業で、ある意味では小さいグループでやっていたところもありますので、それを3事業を予算統合することによって人も集まってくるということで、いろいろな人材でお互いに刺激しあって、新しい事業展開ができると。そういう人的な面も含めてスケールメリットを活かすという意味でございます。

熊谷委員 そここまで読み取れなかったものですから、失礼しました。

内藤委員長 よろしいですか。

では、ほかに御質問がなければ、報告6、平成19年度四谷地域の学校開放の変更等について。

さっきの繰り返しみたいになって恐縮だけれども、四谷第三小学校の閉校後の校庭、放置自転車保管場所というのは非常にさびしい気がしますね。これは新宿区の貴重な財産だと思うので。ここは総合開発予定地域ではあるけれども、もう少し何か華のある使い方をしてもらいたいと思いますね。これは要望です。

ほかに御意見、御質問ありますか。

ほかに御質問がなければ、報告7、新宿区文化財保護審議会への諮問第15号。

これはよろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に報告8、私立幼稚園に関する事務の移管について。御質疑のある方はどうぞ。

これも結構じゃないですか。検討会の最終報告書の提言にもよるし。私立幼稚園は教育委員会の管轄ですので、事務の移管は適当なことだと思いますね。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告9、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 4時20分閉会